

青色申告

蒲田会報

No. 825

令和6年2月号

ホームページのパスワード

g2k8

発行人 江川 慎 郎

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目43番7号ロイヤルハイツ蒲田307号
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381
http://www.kamata-airo.or.jp

確定申告が始まります!!

本年も確定申告が始まります。会員の皆様におかれましては、令和5年分の確定申告の準備にお忙しいことと存じます。

令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の提出は、2月16日(金)から3月15日(金)まで、消費税及び地方消費税は、4月1日(月)までとなっております。

令和5年中に土地・建物の譲渡等があった方など、税務署での相談が必要な場合は、2ページの「蒲田税務署からのお知らせ」をご覧ください。

○ 決算書・申告書の早期提出

早期提出を心がけて内容を見直す余裕を持ちましょう。なお、期限を過ぎてから「期限後申告」を提出した場合や「修正申告」を提出した場合には延滞税・加算税など本税以外の税金を負担しなければならぬ場合があります。また、税額が減ることに気付いた場合には「更正の請求」ができる場合がありますが、訂正申告より手続が煩雑となりますのでご注意ください。

○ 納付手続き

国税の納付は、安心・便利な「キャッシュレス納付(クレジットカード納付・ダイレクト納付・振替納税・インターネットバンキング等)」をご利用ください。なお、振替納税は、新規申込みや、管轄税務署や金融機関を変更する場合、事前手続きが必要となります。

納付期限・振替納税口座引落日につきましては、下表でご確認ください。

○ 延 納

所得税及び復興特別所得税について、納付期限(令和5年分は令和6年3月15日)までに一括納付が困難な場合に2分の1以上を法定納期限までに納付することにより残額を5月31日まで延納することができます。なお、延納税額を完納する日まで日数計算により利子税が課されます。※利子税率は0.9%。計算した利子税額が1,000円未満の場合には利子税は課されません。

○ 令和3年(または特定期間)の課税売上高が1,000万円を超えている場合

令和5年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、令和5年分の消費税課税事業者になります。この場合、下表の期限までに、令和5年の売上金額や仕入・経費等による消費税の確定申告と納税を行う必要があります。

○ 令和5年の課税売上高が1,000万円を超えた場合

令和7年分の消費税の課税事業者に該当します。新たに課税事業者となる場合には、「消費税課税事業者届出書」をすみやかに所轄の税務署に提出してください。

令和7年から簡易課税を選択する場合は、令和6年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出してください。

また、令和6年1月1日から6月30日まで(特定期間)の課税売上高が1,000万円を超えた方も、令和7年分の消費税の課税事業者となりますので、ご注意ください。なお、特定期間の課税売上高は、給与等支払額の合計額で判定することもできます。※課税売上高とは、消費税の課税対象となる取引の売上高をいいます。

インボイス登録事業者の方は、基準期間の課税売上高に関わらず、消費税の確定申告と納税を行う必要があります。

○ 令和5年分の確定申告関係の期限は、表のとおりです。

	所得税及び復興特別所得税	消費税及び地方消費税	贈与税
申告・納付期限	令和6年3月15日(金)	令和6年4月1日(月)	令和6年3月15日(金)
振替納税口座引落日	令和6年4月23日(火)	令和6年4月30日(火)	制度なし
延納税額納付期限 (口座引落)	令和6年5月31日(金)	制度なし	相続税法上の延納制度がありますので税務署相談窓口にてご相談ください。

◆医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。医療費の領収書の添付又は提示によることは出来ません。確定申告期限等から5年間、税務署からの領収書の提示又は提出を求められる場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。

蒲田税務署からのお知らせ

【問合せ先】 〒144-8556 大田区蒲田本町2-1-22 TEL 03 (3732) 5151 (代表)
 ※お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

自宅から e-Tax が 便利！

確定申告は

スマホからがおすすめです！



←国税庁ホームページ



国税庁 e-Tax
キャラクター
「イータ君」

申告書作成会場の開設について

～原則、スマートフォンで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和6年2月16日(金) ～ 令和6年3月15日(金) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	蒲田税務署	大田区蒲田本町 2-1-22	【受付】午前8時30分から午後4時まで ※ 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。 【相談】午前9時15分から午後5時まで

お持ちいただくもの

- ① 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
- ② マイナンバーカード(※)
 - ※ マイナンバーカード発行時に設定した、次のパスワードも必要です。
 - ・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
 - ※ マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。
 - ・ 運転免許証等の身元確認書類
 - ・ 通知カード等のマイナンバーが分かる書類

入 場 整 理 券

- 令和5年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
 - 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
 - 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。
 - 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。
- 是非、LINEによる事前発行をご利用ください。

オンラインで事前発行

友だち追加は
こちらから！



LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。

事前に準備いただきたいこと

- マイナンバーカードを利用した、マイナポータル連携には以下のようなメリットがありますので、マイナポータル連携の事前準備をお願いします。
- 確定申告書に添付する書類の管理・保管が不要
- 申告書への自動入力が可能(控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要)
- e-Taxでデータ送信

マイナポータル連携の概要は
こちらから！



マイナポータル連携の事前準備は
こちらから！



(注) ただし、2月25日の日曜日は開場します。

- 税務署内の駐車場は、令和6年2月1日(木)から3月29日(金)までの期間はご利用いただけませんので、お車での来場はご遠慮ください。
- 申告書等の提出のみの場合は、蒲田税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。

～事業所得者・不動産所得者のみなさまへ～

消費税 インボイス制度について

適格請求書(インボイス)発行事業者は、令和6年4月1日(月)までに消費税の確定申告を行う必要があります。

なお、免税事業者がインボイスの登録を受けた場合は、負担軽減措置等があります。

確定申告手続きは、確定申告書等作成コーナー・e-Taxをご利用ください!!

e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度に関する情報ガイド
(税額の計算方法)



令和5年度
納税表彰式

11月16日(木)、プラザ・アペアにおいて、令和5年度納税表彰式が行われました。(蒲田税務署と税務五団体(法人会・間税会・納貯連合会・税理士会・青色申告会)の共催)また、4年ぶりに税務五団体主催で祝賀会を開催しました。当会の受彰者は次の方々です。(順不同、敬称略)

◎ 税務署長表彰受彰者

吉田 武史 (副会長)

◎ 税務署長感謝状受彰者

清水 鉄郎 (理事)

清水 早苗 (支部長)

◎ (二社)蒲田青色申告会会長感謝状受彰者

五十嵐 恭子 (理事)



税務署長表彰受彰者



税務署長
感謝状受彰者



税務五団体長
感謝状受彰者

★大田都税事務所長感謝状受彰

11月28日(火)、大田都税事務所において、永年にわたる都の税務行政の推進により、副会長 佐藤 康彦氏に大田都税事務所長より税務功労者感謝状が贈呈されました。

★「税についての作文」表彰

12月4日(月)、産業プラザPionにおいて、令和5年度の中学生の「税についての作文」表彰式が行われました。蒲田青色申告会会長賞は、志茂田中学校3年生 渡邊 陽香さんの「103万円の壁」に決定しました。

都税だより

★2月は、固定資産税・都市計画税

第4期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、2月29日(木)までにお納めください。

★令和6年度定期課税分 自動車税種別割の障害者減免申請の受付を行っています

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が使用する自動車で、一定の要件を満たす場合、申請により自動車税種別割の減免を受けることができます。減免額には上限が設定されています。

現在、新たに身体障害者手帳等の交付を受けた方、減免申請がお済みでない方を対象として、令和6年5月31日(金)まで、令和6年度分の自動車税種別割の減免申請の受付を行っています。

なお、自動車を新たに取得した場合の申請期間は、登録(取得)の日から1ヵ月以内です。申請により自動車税環境性能割・自動車税種別割の減免を受けることができます。申請期限を過ぎますと、減免は受けられません。

詳しくは、東京都自動車税コールセンター03-3525-4066(平日午前9時から午後5時 ※土日・休日、年末年始12月29日から1月3日を除く)へお問い合わせください。

★都税がスマートフォン決済アプリで納付できます

都税の納付にスマートフォン決済アプリを是非ご利用ください。アプリ内で納付書のバーコードを読み取るだけで、いつでも、どこでも、簡単に納税できます。詳細は、主税局HPをご確認ください。

(https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/tozei_nouzei.html#L16)

【お問い合わせ先】大田都税事務所

電話03(3733)2411(代表)

【当会の役員はボランティアで活動しております】

事務局より

◎決算書(一般用)の様式変更について

令和5年分より、「所得税青色申告決算書(一般用)はインボイス制度に対応した様式に変更されました。「売上(収入)金額の明細」と「仕入金額の明細」が追加され、取引先の名称や登録番号、取引金額等を記入するようになりましたので、ご確認ください。

◎所得税確定申告指導会参加希望の方へ

当会では、日々の記帳を基にした決算書の作成と確定申告の準備を、自己の責任において行える方の確定申告指導会を開催いたします。所得税確定申告指導会への参加をご希望の方は、「令和5年分所得税確定申告について」冊子24ページの手順に沿ってご準備ください。所得税確定申告指導会開催中は来局者で大変混雑します。決算書の下書き等のほか、「令和5年分所得税確定申告指導受付票」・「所得税確定申告指導確認票」・「所得税確定申告に必要な資料の確認表」等は、必ず事前に「ご記入し、ご持参ください」ようお願い申し上げます。混雑状況により、「ご記入のない方」の受付をお断りする場合がありますので、ご了承ください。

◎消費税確定申告指導会参加希望の方へ

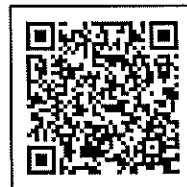
課税事業者向けに「令和5年分消費税確定申告について」を作成しました。消費税確定申告指導会への参加をご希望の方は、当会ホームページの「会員の方」にログインし、「消費税確定申告指導」ページの「令和5年分消費税確定申告について」ボタンよりプ

ントアウトしてください。所得税の確定申告が終了した方で、消費税の内訳書の作成と「令和5年分消費税確定申告指導受付票」のご記入が完了した方は、2月16日より予約を受付けます。なお、プリントアウト出来ない方は、事務局に準備がありますので、電話予約のうえ、ご来局ください。

「令和5年分所得税確定申告について」・「令和5年分消費税確定申告について」を当会ホームページに記載しております。下記QRコードをご活用いただくと、簡便です。



令和5年分所得税確定申告について



令和5年分消費税確定申告について

◎お知らせ

当会の電話は、業務効率化のためオートアテンド機能を追加いたしました。案内に従って番号入力等の操作をしてください。皆様のご理解とご協力を、宜しく願います。

◎お願い

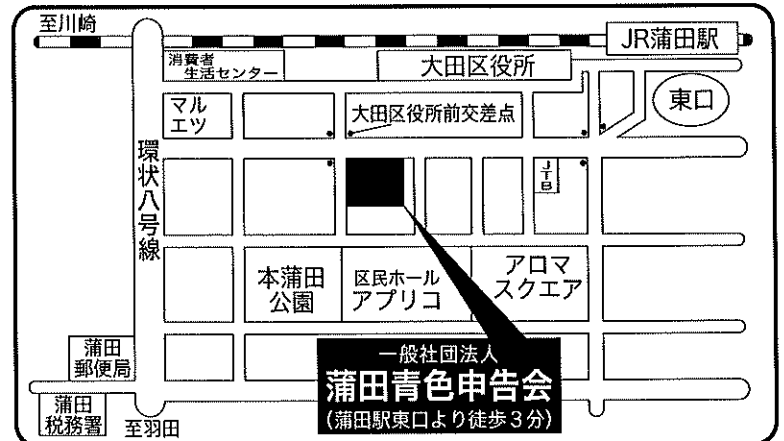
当会は会員の皆様からの会費で運営しておりますので、会費の納入が遅れている方は、早急に所定の方法で会費をお支払くださいますようお願いいたします。万一、会費の納入が遅れている場合、決算申告等のご指導が出来かねますので、ご了承ください。

一般社団法人

蒲田青色申告会

入会金 2,000円
会費 年額24,000円
(月額2,000円)

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



一月事業報告

- 九日〜一〇日 源泉所得税年末調整指導会、事務局
- 一六日 東青連新年賀詞交歓会・納税表彰受彰者祝賀会、ホテルグランドヒル市ヶ谷事務局
- 一八日 執行部会、消費者生活センター事務局
- 二四日 確定申告説明会、消費者生活センター
- 二五日 理事会、消費者生活センター
- 二五日 青色コーナー協議会、消費者生活センター
- 役員(理事・監事)新年税務意見交換会、魚丁天
- 二九日〜三一日 確定申告が初めての方のための指導会、事務局